

# 飯能市介護計画サービスほほえみ運営規程

(令和8年4月1日現在)

## 1 事業の目的及び運営の方針

(目的) 介護保険の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、サービスの提供が確保されるようお手伝いします。

(方針) 在宅で安心して生活ができるようサービス事業者と連携しながら計画を立てるお手伝いをします。

## 2 事業所の名称及び所在地

(1) 事業所名 飯能市介護計画サービスほほえみ

(2) 事業所番号 1172600106

(3) 所在地 〒357-0204 埼玉県飯能市大字虎秀25番地1

(4) 電話番号 042-978-1922

## 3 事業所の職員体制及び業務内容

(1) 管理者 1人

居宅介護等の提供に当たるほか、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上

居宅介護支援等提供に当たる。

(3) 事務職員 1人

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

## 4 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(3) 休業日 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 緊急時連絡体制 休業日や不在時でやむを得ない場合は、所定の電話が携帯電話に転送され対応いたします。

## 5 指定居宅介護支援の提供方法

- (1) 相談場所 ほほえみ相談室（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 課題分析票の種類 MDS－HC方式又はICF方式
- (3) サービス担当者会議開催場所 ご利用者様宅、ほほえみ相談室等

## 6 指定居宅介護支援の内容

- (1) インテークワーク、アセスメント、居宅サービス計画の作成
- (2) サービス担当者との連絡調整・会議開催・居宅サービス計画の同意
- (3) 月1回のモニタリング実施、継続的なアセスメント
- (4) 利用者の状態が変化した場合の計画の変更
- (5) 要介護認定の申請代行、介護保険施設の紹介・連携、各種相談
- (6) 事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

## 7 利用料

### (1) 居宅介護支援費（加算含む）

要介護の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

### (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実地地域を越えた地点からその実費をいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通常の事業の実地地域を越えた地点から、片道2km未満100円、2km～5km未満200円、5km～10km未満300円、10km～15km未満400円、15km～20km未満500円、20km以上1km増す毎に50円追加となります。

## 8 通常の事業の実施地域 飯能市・日高市

## 9 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し必要な措置を講じ、速やかに利用者様のご家族様・利用者様がお住まいの市町村に連絡いたします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は市に通報
- (4) 虐待の防止対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者に周知
- (5) 虐待防止のための指針の整備
- (6) 上記の措置を適切に実施するための担当者の配置

## 11 秘密保持

- (1) 事業者及び事業所に従事する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者

に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- (2) 事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者から業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底いたします。
- (3) 事業者は、ご利用者様及びそのご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様及びそのご家族様の個人情報を用いません。

## 12 研修

事業者は、介護支援専門員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修を実施します。

・虐待防止 ・権利擁護 ・認知症ケア ・介護予防 ・感染症

## 13 業務継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、必要な研修や訓練を実施します。

## 14 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成し掲示します。また、研修会を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

(施行期日)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 9日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月30日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 2月 8日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。